

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

【本則】

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）

1

【附則】

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）

3

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 2、4（略） 5 この法律において「特定核燃料物質」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。 6 この法律において「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第七項に規定する原子力施設をいう。</p> <p>第六条 特定核燃料物質を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。</p> <p>3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2、4（略） （新設） （新設） （新設）</p> <p>（新設）</p>

第七条 (略)

第八条 特定核燃料物質を窃取し、若しくは強取し、又は原子力施設に対して行われる行為若しくは原子力施設の運転を妨害する行為により人の生命、身体若しくは財産に害を加えることを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。

第九条 (略)

附則

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第三条 第九条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核物質の防護に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

第六条 (略)

第七条 特定核燃料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。)を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。

第八条 (略)

附則

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第三条 第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核物質の防護に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十九条関係） 一〇八十一（略） 八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条から第八條まで（放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、<u>特定核燃料物質の輸出入</u>、放射性物質等の使用の告知による脅迫、<u>特定核燃料物質の窃取等の告知による強要</u>）の罪 八十三・八十四（略）</p>	<p>別表（第二条、第十三条、第二十二條、第四十二條、第五十九条関係） 一〇八十一（略） 八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）第三条から第七條まで（放射線の発散等、原子核分裂等装置の製造、原子核分裂等装置の所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、<u>特定核燃料物質の窃取等の告知による強要</u>）の罪 八十三・八十四（略）</p>